

社会教育関係団体バス借上料補助金交付手続きのながれ

社会教育関係団体

バス研修計画を基に、
2社以上のバス事業者に見積依頼・予約
※貸切バス事業者安全性評価認定制度で
1つ星以上のバス会社

補助金の交付申請、提出書類作成

実施6ヶ月前から3週間
前までに提出

市に提出する書類

- ① 社会教育関係団体バス借上料補助金交付申請書
(第1号様式) ※片道20km以上250km以内
- ② 参加者名簿 ※20名以上
- ③ 2社以上のバス事業者の見積書(写し可)
※バスの借上料・それに伴う消費税がわかる見積書
※必ず貸切バス事業者安全性評価認定制度で1つ星以上で
ある事をバス会社に記載してもらう。

交付決定後、研修実施

通知(約2週間)

研修終了後、提出書類作成

研修終了後、14日以内に提出

市に提出する書類

- ① 事業実績報告書(第3号様式)
- ② 補助金交付請求書(第4号様式)
- ③ バス会社からの請求書(写し可)
※補助事業に要した経費の総額の請求明細書

研修費精算

不備がなければ、速やかに
指定口座へ振込

バス事業者を支払

市役所

申請書類審査

交付・不交付決定

市が送付する書類

- ① 指令書
- ② 事業実績報告書(第3号様式)
- ③ 補助金交付請求書(第4号様式)

提出書類確認

補助金交付